宍粟市公告

宍粟農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第１項の規定により、宍粟農業振興地域整備計画を変更したので、同条第４項において準用する同法第12条第１項の規定により公告する。

あわせて、同法第11条第２項の規定により、提出することができる意見書の要旨及び処理結果については次のとおりである。

なお、当該変更後の宍粟農業振興地域整備計画書は、宍粟市産業部農業振興課において縦覧に供する。

令和６年３月８日

宍粟市長　福　元　晶　三

意見書の要旨及び処理結果

提出された意見要旨	件数	処理区分	処　理　内　容

意見の提出無し